

委託契約書(案)

委託業務名 福島県立医科大学福島駅前キャンパス建築保全業務委託
委託金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
委託場所 福島市栄町10-6
契約保証金

上記委託業務について、委託者 公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）
と受託者 （以下「乙」という。）とは、次の条項により委託
契約を締結する。

(業務の履行)

第1条 乙は、別紙委託仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する施設管理担当者の指示に従い実施しなければならない。

(実施計画等)

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。

(業務従事者)

第3条 乙は、業務を遂行するため所要の人員を業務従事者として常駐させるものとする。

- 2 業務従事者の指揮及び監督については、一切乙の責任によるものとする。
- 3 業務従事者については、责任感旺盛かつ誠実で健康な者を充てるものとし、常駐業務に従事する者については、あらかじめ経歴書その他の必要書類を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、常駐業務従事者の交替を行おうとする場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。
- 5 甲は、業務従事者について不適格であると認めるときは、乙に対して業務従事者の交替等を申し出ることができる。この場合において、乙は速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 6 業務従事者は、身分証明書を携行し規律の保持に努めるとともに、業務内容を熟知し、誠実に業務を実施しなければならない。
- 7 乙は、乙と乙の業務従事者又は業務従事者間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(業務責任者の届出)

第4条 乙は、本契約の履行に関し、乙の業務従事者の中から責任者を定め、甲に届出をし、その者に他の業務従事者を指揮監督させるとともに、受託業務の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

(便宜の供与等)

第5条 甲は、業務の円滑な実施のため、必要な控室等を無償で提供するものとする。

(臨機の措置)

第6条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置を取らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置を取らなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることができると認められる部分については、甲がこれを負担する。

(業務報告)

第7条 乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第8条 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

- 2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。
- 3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第9条 甲は、契約金額の12分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、最終分に加算する。)を月ごとに支払うものとする。

毎月分	円
最終分	円

- 2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を支払い対象月の翌月5日までに甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙の適法な請求書を受理した場合は、支払い対象月の月末までに乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由により盜難、損傷その

他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手期限を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

- (7) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をした上で契約を解除することができる。

3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除すること

ができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等の乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は業務を一括して他人に委任してはならない。

- 2 乙は、業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ甲に再委託の内容、再委託先等を書面で通知し、甲の承諾を得なければならない。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はあその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法198条の規定による計が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならぬ。

(名義変更の届出)

第16条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(経費の負担)

第19条 業務の遂行に付随して発生する経費は乙の負担とする。ただし、乙が業務の遂行に当たり、甲の設備を使用して発生した光熱水費は甲の負担とする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 乙及びその使用人は、甲の敷地内で喫煙してはならない。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲）　住所　福島県福島市光が丘1番地
　　　　　　　　公立大学法人福島県立医科大学
氏名　理事長　竹之下　誠一

受託者（乙）　住所

氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならぬ。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。